

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術
(年間症例数)(2024年)

1. 区分1に分類される手術	件数
ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	18
イ 黄斑下手術等	0
ウ 鼓室形成手術等	0
エ 肺悪性腫瘍手術等	0
オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術	68

2. 区分2に分類される手術	件数
ア 靱帯断裂形成手術等	1
イ 水頭症手術等	17
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ 尿道形成手術等	1
オ 角膜移植術	0
カ 肝切除術等	13
キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	10

3. 区分3に分類される手術	件数
ア 上顎骨形成術等	0
イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ 母指化手術等	0
オ 内反足手術等	0
カ 食道切除再建術等	0
キ 同種死体腎移植術等	0

4. 区分4に分類される手術	件数
胸腔鏡下、腹腔鏡下手術	469

その他の区分に分類される手術	件数
人工関節置換術	308
乳児外科施設基準対象手術	8
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	55
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	34
経皮的冠動脈形成術	
急性心筋梗塞に対するもの	3
不安定狭心症に対するもの	20
その他のもの	32
経皮的冠動脈粥腫切除術	0
経皮的冠動脈ステント留置術	
急性心筋梗塞に対するもの	19
不安定狭心症に対するもの	22
その他のもの	17